

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置拡充
2	対象税目	(法人税: 義、所得税: 外)(国税6) (法人住民税: 義)(地方税5)  【新設・延長・ <b>拡充</b> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>【制度の概要】</p> <p>地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)について都道府県知事の認定を受けた法人等が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、</p> <p>(1) 特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度</p> <p>(2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度</p> <p>(1) オフィス減税</p> <p>取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対し、</p> <p>① 移転型事業の場合、25%の特別償却、又は7%の税額控除</p> <p>② 拡充型事業の場合、15%の特別償却、又は4%の税額控除</p> <p>※ただし、税額控除は平成29年度において、移転型事業の場合4%、拡充型事業の場合2%</p> <p>※取得価額が2,000万円以上(中小企業者の場合1,000万円以上)であることが要件</p> <p>(2) 雇用促進税制</p> <p>① 拡充型事業の場合</p> <p>特定業務施設における当期増加雇用者(※)1人当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人全体の基準雇用者数10%以上の場合、50万円の税額控除</li> <li>・ 法人全体の基準雇用者数10%未満の場合、20万円の税額控除</li> </ul> <p>※ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限</p> <p>② 移転型事業の場合</p> <p>拡充型の税額控除額に加え、特定業務施設における当期増加雇用者数1人当たり30万円の税額控除</p> <p>※30万円の税額控除は最大3年間継続。特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合は終了。</p> <p>【要望の内容】</p> <p>(1) オフィス減税の拡充</p> <p>平成29年度の設備投資減税の減税率について、移転型事業の場合7%、</p>

		<p>拡充型事業の場合4%とする(平成27年度、28年度と同水準とする)。</p> <p>(2)雇用促進税制の拡充 質の高い雇用やUIJターンの促進等に資する形で雇用された場合には更なる税額控除の拡充を行う。</p> <p>(3)支援対象外地域の見直し 東京一極集中の是正を図るため、支援対象外地域の見直しを検討する。</p>
		<p>《関係条項》租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第十条の四、第十条の五、第四十二条の十一の二、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二</p>
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成27年度～平成29年度</p>
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>《制度創設年度》 地方拠点強化税制(注)の創設…平成27年度 (注)(1)オフィス減税の新設及び(2)雇用促進税制の拡充からなるもの ※雇用促進税制の創設は平成23年度</p> <p>《改正経緯》 ○平成27年度 　地方拠点強化税制の創設 　(1)オフィス減税の創設(取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設) 　(2)雇用促進税制の拡充(地方拠点強化税制における雇用促進税制の創設)(地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充) ○平成28年度 　地方拠点強化税制の拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)  (参考)雇用促進税制の改正経緯 ○平成23年度 　雇用促進税制の創設(5人以上(中小企業は2人以上)かつ10%以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除) ○平成25年度 　雇用促進税制の拡充(税額控除限度額を20万円から40万円へ引き上げ) ○平成26年度 　雇用促進税制の2年間の延長 ○平成28年度 　雇用促進税制の2年間の延長及び拡充(適用の基礎となる増加雇用者数を同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイ</p>

		ムの雇用者の増加数とした上で延長、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)
7	適用又は延長期間	平成 29 年度末まで
8	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。</p> <p>《施策の必要性》</p> <p>現行の雇用促進税制は企業側の労働需要を増やす効果があるが、地域の現状は著しい人手不足であり、企業の地方拠点を拡充するためには、地域の労働供給力の強化が大きな課題である。</p> <p>また、東京一極集中の是正を図るためにには、大都市圏居住者の地方への移住促進を加速するとともに、特に大都市圏への流入が著しい新卒者や女性の活躍機会を地方において増加させることが必要である。</p> <p>このため、地域における幅広い雇用可能性を確保し、企業の地方拠点の強化を促進するとの観点から、質の高い雇用に対する優遇の拡充、UIJターン等の促進等に資する雇用促進税制の拡充が必要である。</p> <p>また、本税制については、平成 27 年度に本税制を創設するとともに、今年度、本税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう施策の強化を行ったところである。</p> <p>しかしながら、東京一極集中が加速化していること等を踏まえ、地方創生の実現に向けた施策等を強化し、KPI の達成を図るため、本税制の強化・見直しが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域再生法(平成 17 年4月1日法律第 24 号)</li> </ul> <p>第1条に「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と規定。</p> <p>第5条に「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まち・ひと・しごと創生総合戦略</li> </ul> <p>(平成 26 年12月 27 日閣議決定、平成 27 年12月 24 日改訂)</p> <p>「地方への新しい人の流れをつくる」ための施策として、「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的	4. 地方創生の推進 ⑧地域再生の推進

		の位置付け																															
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加</li> <li>・地方拠点における雇用者数を4万人増加</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地方における地方拠点が移転・拡充されることによる、安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことができる。</p>																														
9	有効性等	① 適用数等	<p>本税制は平成27年8月に創設されたものであり、地域再生計画認定都道府県において、事業者が作成する整備計画の認定を順次行っており、認定件数状況等は以下のとおり。</p> <p>＜地域再生計画の認定状況等＞</p> <p>※平成28年6月末時点までの累計値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">地域再生計画の認定都道府県数</th> <th colspan="2">認定地域再生計画における目標値</th> </tr> <tr> <th>認定整備計画目標件数</th> <th>目標雇用創出数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計数</td> <td>44都道府県(51計画)</td> <td>1,403件</td> <td>11,560人</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜地方拠活力向上地域特定業務施設整備計画の認定状況等＞</p> <p>(平成28年8月15日までに道府県及び都道府県労働局から報告のあったもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備計画の件数</td> <td></td> <td>77件</td> <td>23件</td> <td>100件</td> </tr> <tr> <td>雇用促進計画受付件数</td> <td></td> <td>23件</td> <td>13件</td> <td>36件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(注1)</td> <td>(注2)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)雇用促進計画の計画期間の初日が属する年度で整理。    (注2)整備計画認定日もしくは雇用促進計画の計画期間が平成27年度中であるものの件数。</p> <p>※整備計画の認定件数89件のうち、平成27年度の認定整備計画は77件あり、そのうち雇用促進計画の受付件数は22件。</p> <p>また、本税制の適用件数等の実績及び将来の推計値は以下のとおり。    ※実績値は、都道府県に対する実績調査によるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>適用件数       <ul style="list-style-type: none"> <li>○オフィス減税           <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度 3件</li> <li>平成28年度 900件(推計)</li> <li>平成29年度 900件(推計)</li> </ul> </li> <li>○雇用促進税制           <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度 0件</li> <li>平成28年度 1,260件(推計)</li> <li>平成29年度 1,260件(推計)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol>	区分	地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値		認定整備計画目標件数	目標雇用創出数	合計数	44都道府県(51計画)	1,403件	11,560人	区分	年度	平成27年度	平成28年度	累計	認定整備計画の件数		77件	23件	100件	雇用促進計画受付件数		23件	13件	36件		(注1)	(注2)		
区分	地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値																															
		認定整備計画目標件数	目標雇用創出数																														
合計数	44都道府県(51計画)	1,403件	11,560人																														
区分	年度	平成27年度	平成28年度	累計																													
認定整備計画の件数		77件	23件	100件																													
雇用促進計画受付件数		23件	13件	36件																													
	(注1)	(注2)																															

		<p>2. 適用額</p> <p>○オフィス減税</p> <p>平成 27 年度 2,367 百万円</p> <p>平成 28 年度 167,340 百万円(推計)</p> <p>平成 29 年度 167,340 百万円(推計)</p> <p>○雇用促進税制</p> <p>平成 27 年度 0 百万円(平成 28 年 7 月時点において実績値なし)</p> <p>平成 28 年度 7,370 百万円(推計)</p> <p>平成 29 年度 8,300 百万円(推計)</p> <p>3. 適用件数や額が僅少である理由</p> <p>本税制のうちオフィス減税は、整備計画の認定を受けた事業者が、新たに特定業務施設を建設・取得等して初めて受けられるものである。また、雇用促進税制は、整備した特定業務施設において事業年度中(雇用促進計画の計画期間中)に雇用が増加した場合に受けられるものであり、ハローワーク等に①事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、さらにハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるか否かが分かる仕組みとなっている。</p> <p>以上のことから、本税制について、既に適用を受けた事例は現状極めて僅少となっている。</p>												
② 減収額		<p>本税制による減収額の実績及び将来の推計値は以下のとおり。</p> <p>※実績値は、都道府県に対する実績調査によるもの。</p> <p>平成 27 年度 106.8 百万円(国税 94.6 百万円+地方税 12.2 百万円)</p> <p>平成 28 年度 12,080 百万円(国税 10,700 百万円+地方税 1,380 百万円)(推計)</p> <p>平成 29 年度 13,130 百万円(国税 11,630 百万円+地方税 1,500 百万円)(推計)</p>												
③ 効果・税収 減是認効 果		<p>《効果》</p> <p>平成 27 年度から 29 年度までの減収額は、253.2 億円を推計。</p> <p>一方、2020 年までの5年間で 7,500 件の整備計画の認定を行い、本税制措置を講じることにより、地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4万人の増加が見込まれる。経済効果は以下のとおり。</p> <p>＜経済効果＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>オフィス減税 (※3)</th> <th>雇用促進税制 (※4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>4,982 百万円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度(推算)</td> <td>337,106 百万円</td> <td>11,896 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度(推算)</td> <td>337,106 百万円</td> <td>11,896 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※3)オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額に、平成 23 年建設部門分析用産業連関表における非住宅建築の生産誘発係数 2.0145 を乗じて算出。</p> <p>(※4)増加雇用者は 8,190 人(減収額試算資料参照)、このうち未就業入職者数の割合は約 35%(平成 27 年雇用動向調査(厚生労働省)より)、平均給与は 415 万円(平成 26 年分 民間給与実態統計調査(国税庁)より)より推計</p> <p>本税制の適用を受ける前提となる地域再生計画について、44 の道府県(51</p>		オフィス減税 (※3)	雇用促進税制 (※4)	平成 27 年度	4,982 百万円	-	平成 28 年度(推算)	337,106 百万円	11,896 百万円	平成 29 年度(推算)	337,106 百万円	11,896 百万円
	オフィス減税 (※3)	雇用促進税制 (※4)												
平成 27 年度	4,982 百万円	-												
平成 28 年度(推算)	337,106 百万円	11,896 百万円												
平成 29 年度(推算)	337,106 百万円	11,896 百万円												

			<p>計画)が認定を受けており、多くの道府県で企業が作成する整備計画の認定が行われ始めていることからも、今後多くの企業の地方拠点の強化及び移転を後押しされるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本税制により多くの企業の地方拠点の強化及び移転が促進されることによって、地方における安定した良質な雇用の創出の促進、ひいては人口減少への対応や我が国の経済活力の維持に資する。</p> <p>また、毎年度の本税制の税収減と経済効果を比較し、税収減を大きく上回る経済効果が見込まれることからも、本件税収減は是認されるものである。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大きな負担となる、施設整備や雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効であるが、本税制について規定する地域再生法はその目的において、「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」としていることから、個別の事業者の地方拠点の強化及び移転に対し、国が補助金を交付するよりも、自治体の地域再生計画に沿った地方拠点の強化及び移転に対し本税制を措置する方が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化という法目的と、より整合的である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するため、本税制のほか、以下の「債務保証制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務保証制度は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うものである。</li> <li>・地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の自治体であっても、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の自治体並に、不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するものである。</li> </ul>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。本税制の拡充することで、地方において更なる安定した良質な雇用の創出と経済の活性化が見込まれることから、本税制の対象となる認定事業者が所在する地方公共団体においても、本税制を支援する相当性が認められる。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月 (H27 内閣 04)

# 地方拠点強化税制の拡充による減収額試算(H28)

## 【減収見込額】

国税 107.0 億円（内訳 オフィス減税 33.3 + 雇用促進税制 73.7）

地方税 13.80 億円（国税 107.0 億円 × 税率 12.9%）

---

合計 120.8 億円

# 試算方法

## ○減収見込額(オフィス減税)

### «件数見込み»

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画のうち、一部は賃貸による整備であること等から、オフィス減税が適用される割合を60%(※)と仮定する。
- ・①②より、オフィス減税の適用見込み件数は、 $1500 \times (60 / 100) = 900$ 件。(③)
- ・また、認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別は200:1300と仮定する。(④)
- ・③④より、移転型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (200 / 1500) = 120$ 件  
拡充型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (1300 / 1500) = 780$ 件 となる。
- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると、適用見込み件数は、移転型事業について、大企業12件、中小企業108件  
拡充型事業について、大企業78件、中小企業702件

(※)(一社)日本ビルディング協会連合会が行った平成26年度ビル実態調査によると、賃貸用ビルと自社用ビルの割合は、全国平均が32.9%、地方圏(三大都市圏以外)が46.6%となり、13.7ポイントの差がある。また、国交省が行った平成25年法人土地・建物基本調査の確報集計によると、全国の全法人における建物所有法人割合は40.8%。  
これに上記全国と地方圏の差を適用すると、 $40.8 + 13.7 = 54.5\%$ となる。  
本税制措置のインセンティブが働くことにより、一定の新規設備投資が喚起されることを踏まえ、オフィス減税の適用見込み割合は60%とする。

### «設備投資額見込み»

#### 【移転型事業】

- ・制度創設時に経産省が実施した、本社機能の移転(一部含む実施した企業からのヒアリング結果は以下のとおり。  
本社機能の一部移転に伴う設備投資額(建物等) 大企業:平均10億円程度／件、中小企業:平均2億円程度／件
- ・当時の1件当たりの設備投資額に対する、現在の1件当たりの設備投資額を、建築着工統計の「事務所」の平均設備投資額から算定すると、創設時(平成25年度統計): $1.53兆 \div 10,730$ 件 = 1.43億円に対し、  
直近(平成27年度統計): $1.82兆 \div 11,040$ 件 = 1.65億円。よって、 $1.65 \div 1.43 = 1.15$   
以上より、現在の本社機能の一部移転に伴う設備投資額の見込額は 大企業:平均11.5億円程度／件、中小企業:平均2.3億円程度／件

#### 【拡充型事業】

- ・建築着工統計における「事務所」(本社機能以外の営業所等を含む)の着工件数を元に試算する。
- ・平成27年中に全国で着工された事務所11040件について、工事予定額の総額は約1.82兆円、1件あたりの平均は約1.65億円。(①)

# オフィス減税 減収見込額

## 【移転型】

### ○大企業

(特別償却分)

$$\text{設備投資額 } 11.5 \text{ 億円} \times \text{件数 } 6 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 60\% \text{ 程度} \times \text{特別償却割合 } 25\% \times \text{税率 } 23.4\% = \text{平年度減収見込額 } 2.4 \text{ 億円程度}$$

(税額控除分)

$$\text{設備投資額 } 11.5 \text{ 億円} \times \text{件数 } 6 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 60\% \text{ 程度} \times \text{税額控除割合 } 7\% \times \text{有効控除割合 } 90\% = \text{平年度減収見込額 } 2.6 \text{ 億円程度}$$

※実際に税額控除できる割合

合計 : 33.3 億円

### ○中小企業

(特別償却分)

$$\text{設備投資額 } 2.3 \text{ 億円} \times \text{件数 } 54 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 50\% \text{ 程度} \times \text{特別償却割合 } 25\% \times \text{税率 } 19.0\% = \text{平年度減収見込額 } 2.9 \text{ 億円程度}$$

(税額控除分)

$$\text{設備投資額 } 2.3 \text{ 億円} \times \text{件数 } 54 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 50\% \text{ 程度} \times \text{税額控除割合 } 7\% \times \text{有効控除割合 } 90\% = \text{平年度減収見込額 } 3.9 \text{ 億円程度}$$

※実際に税額控除できる割合

合計

平年度減収見込額  
11.8 億円程度

## 【拡充型】

### ○大企業

(特別償却分)

$$\text{設備投資額 } 1.65 \text{ 億円} \times \text{件数 } 39 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 60\% \text{ 程度} \times \text{特別償却割合 } 15\% \times \text{税率 } 23.4\% = \text{平年度減収見込額 } 1.4 \text{ 億円程度}$$

(税額控除分)

$$\text{設備投資額 } 1.65 \text{ 億円} \times \text{件数 } 39 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 60\% \text{ 程度} \times \text{税額控除割合 } 4\% \times \text{有効控除割合 } 90\% = \text{平年度減収見込額 } 1.4 \text{ 億円程度}$$

※実際に税額控除できる割合

合計

平年度減収見込額  
21.5 億円程度

### ○中小企業

(特別償却分)

$$\text{設備投資額 } 1.65 \text{ 億円} \times \text{件数 } 351 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 50\% \text{ 程度} \times \text{特別償却割合 } 15\% \times \text{税率 } 19.0\% = \text{平年度減収見込額 } 8.3 \text{ 億円程度}$$

(税額控除分)

$$\text{設備投資額 } 1.65 \text{ 億円} \times \text{件数 } 351 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 50\% \text{ 程度} \times \text{税額控除割合 } 4\% \times \text{有効控除割合 } 90\% = \text{平年度減収見込額 } 10.4 \text{ 億円程度}$$

※実際に税額控除できる割合

# 試算方法

## ○減収見込額(雇用促進税制)

### «件数見込み»

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別を200:1300と仮定。(②)
- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると(オフィス減税と同様の仮定)、①②より、

適用見込み件数は、移転型事業について、大企業20件、中小企業180件  
拡充型事業について、大企業130件、中小企業1170件

### «増加雇用者数見込み»

- ・中小企業は概ね5人(※1)、大企業は中小企業の4倍と仮定し20人を仮定(※2)。  
(※1)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より推計。  
(※2)制度創設時の積算と同様の仮定。
- ・なお、移転型事業の特例(2)における増加雇用者数については、大企業の場合は、企業全体での増加雇用者数は特定業務施設における新規雇用者数と同数と仮定(特定業務施設における増加雇用者数は新規雇用のみ)し、3年間にわたり増加すると仮定。中小企業の場合は、企業全体での増加雇用者数、特定業務施設における新規雇用者数及び移転による増加雇用者数は各々同数(特定業務施設における増加雇用者数は新規雇用者数と移転による増加雇用者数からなるものとする)とし、3年間にわたり増加すると仮定。

# 雇用促進税制 減収見込額

合計: 73.7億円

## 【移転型】

### ○大企業

【現行制度】(特例1)  
租税特別措置法第10条  
の5第2項、42条の12第  
2項及び第68条の15の  
2第2項

$$\begin{array}{l} \text{件数} \\ 20\text{件程度} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{人数} \\ 20\text{人程度} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{控除額} \\ 50\text{万又は20万} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{平年度減収見込額} \\ 1.3\text{億円程度} \end{array}$$

※半数が20万円と仮定

【現行制度】(特例2)  
租税特別措置法第10条  
の5第3項、42条の12第  
3項及び第68条の15の  
2第3項

$$\begin{array}{l} \text{件数} \\ 20\text{件程度} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{人数} \\ 120\text{人程度} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{控除額} \\ 30\text{万円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{平年度減収見込額} \\ 6.5\text{億円程度} \end{array}$$

合計

平年度減収見込額  
40.8億円程度

### ○中小企業

【現行制度】(特例1)  
租税特別措置法第10条  
の5第2項、42条の12第  
2項及び第68条の15の  
2第2項

$$\begin{array}{l} \text{件数} \\ 180\text{件程度} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{人数} \\ 5\text{人程度} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{控除額} \\ 50\text{万又は20万} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{平年度減収見込額} \\ 3.8\text{億円程度} \end{array}$$

※1割が20万円と仮定

【現行制度】(特例2)  
租税特別措置法第10条  
の5第3項、42条の12第  
3項及び第68条の15の  
2第3項

$$\begin{array}{l} \text{件数} \\ 180\text{件程度} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{人数} \\ 60\text{人程度} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{控除額} \\ 30\text{万円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{平年度減収見込額} \\ 29.2\text{億円程度} \end{array}$$

合計

平年度減収見込額  
32.9億円程度

## 【拡充型】

### ○大企業

【現行制度】(特例1)  
租税特別措置法第10条  
の5第2項、42条の12第  
2項及び第68条の15の  
2第2項

$$\begin{array}{l} \text{件数} \\ 130\text{件程度} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{人数} \\ 20\text{人程度} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{控除額} \\ 50\text{万又は20万} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{平年度減収見込額} \\ 8.2\text{億円程度} \end{array}$$

※半数が20万円と仮定

### ○中小企業

【現行制度】(特例1)  
租税特別措置法第10条  
の5第2項、42条の12第  
2項及び第68条の15の  
2第2項

$$\begin{array}{l} \text{件数} \\ 1170\text{件} \\ \text{程度} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{人数} \\ 5\text{人程度} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{控除額} \\ 50\text{万又は20万} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{平年度減収見込額} \\ 24.7\text{億円程度} \end{array}$$

※1割が20万円と仮定

# 地方拠点強化税制の拡充による減収額試算(H29)

## 【減収見込額】

国税 116.3 億円（内訳 オフィス減税 33.3 + 雇用促進税制 83.0）

地方税 15.0 億円（国税 116.3 億円 × 税率 12.9%）

---

合計 131.3 億円

# 試算方法

## ○減収見込額(オフィス減税)

### «件数見込み»

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画のうち、一部は賃貸による整備であること等から、オフィス減税が適用される割合を60%(※)と仮定する。
- ・①②より、オフィス減税の適用見込み件数は、 $1500 \times (60 / 100) = 900$ 件。(③)
- ・また、認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別は200:1300と仮定する。(④)
- ・③④より、移転型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (200 / 1500) = 120$ 件  
拡充型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (1300 / 1500) = 780$ 件 となる。
- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると、適用見込み件数は、移転型事業について、大企業12件、中小企業108件  
拡充型事業について、大企業78件、中小企業702件

(※)(一社)日本ビルディング協会連合会が行った平成26年度ビル実態調査によると、賃貸用ビルと自社用ビルの割合は、全国平均が32.9%、地方圏(三大都市圏以外)が46.6%となり、13.7ポイントの差がある。また、国交省が行った平成25年法人土地・建物基本調査の確報集計によると、全国の全法人における建物所有法人割合は40.8%。  
これに上記全国と地方圏の差を適用すると、 $40.8 + 13.7 = 54.5\%$ となる。  
本税制措置のインセンティブが働くことにより、一定の新規設備投資が喚起されることを踏まえ、オフィス減税の適用見込み割合は60%とする。

### «設備投資額見込み»

#### 【移転型事業】

- ・制度創設時に経産省が実施した、本社機能の移転(一部含む実施した企業からのヒアリング結果は以下のとおり。  
本社機能の一部移転に伴う設備投資額(建物等) 大企業:平均10億円程度／件、中小企業:平均2億円程度／件
- ・当時の1件当たりの設備投資額に対する、現在の1件当たりの設備投資額を、建築着工統計の「事務所」の平均設備投資額から算定すると、創設時(平成25年度統計): $1.53兆 \div 10,730$ 件 = 1.43億円に対し、  
直近(平成27年度統計): $1.82兆 \div 11,040$ 件 = 1.65億円。よって、 $1.65 \div 1.43 = 1.15$   
以上より、現在の本社機能の一部移転に伴う設備投資額の見込額は 大企業:平均11.5億円程度／件、中小企業:平均2.3億円程度／件

#### 【拡充型事業】

- ・建築着工統計における「事務所」(本社機能以外の営業所等を含む)の着工件数を元に試算する。
- ・平成27年中に全国で着工された事務所11040件について、工事予定額の総額は約1.82兆円、1件あたりの平均は約1.65億円。(①)

# オフィス減税 減収見込額

## 【移転型】

### ○大企業

(特別償却分)

$$\text{設備投資額 } 11.5 \text{ 億円} \times \text{件数 } 6 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 60\% \text{ 程度} \times \text{特別償却割合 } 25\% \times \text{税率 } 23.4\% = \text{平年度減収見込額 } 2.4 \text{ 億円程度}$$

(税額控除分)

$$\text{設備投資額 } 11.5 \text{ 億円} \times \text{件数 } 6 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 60\% \text{ 程度} \times \text{税額控除割合 } 7\% \times \text{有効控除割合 } 90\% = \text{平年度減収見込額 } 2.6 \text{ 億円程度}$$

※実際に税額控除できる割合

合計 : 33.3 億円

### ○中小企業

(特別償却分)

$$\text{設備投資額 } 2.3 \text{ 億円} \times \text{件数 } 54 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 50\% \text{ 程度} \times \text{特別償却割合 } 25\% \times \text{税率 } 19.0\% = \text{平年度減収見込額 } 2.9 \text{ 億円程度}$$

(税額控除分)

$$\text{設備投資額 } 2.3 \text{ 億円} \times \text{件数 } 54 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 50\% \text{ 程度} \times \text{税額控除割合 } 7\% \times \text{有効控除割合 } 90\% = \text{平年度減収見込額 } 3.9 \text{ 億円程度}$$

※実際に税額控除できる割合

合計

平年度減収見込額  
11.8 億円程度

## 【拡充型】

### ○大企業

(特別償却分)

$$\text{設備投資額 } 1.65 \text{ 億円} \times \text{件数 } 39 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 60\% \text{ 程度} \times \text{特別償却割合 } 15\% \times \text{税率 } 23.4\% = \text{平年度減収見込額 } 1.4 \text{ 億円程度}$$

(税額控除分)

$$\text{設備投資額 } 1.65 \text{ 億円} \times \text{件数 } 39 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 60\% \text{ 程度} \times \text{税額控除割合 } 4\% \times \text{有効控除割合 } 90\% = \text{平年度減収見込額 } 1.4 \text{ 億円程度}$$

※実際に税額控除できる割合

合計

平年度減収見込額  
21.5 億円程度

### ○中小企業

(特別償却分)

$$\text{設備投資額 } 1.65 \text{ 億円} \times \text{件数 } 351 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 50\% \text{ 程度} \times \text{特別償却割合 } 15\% \times \text{税率 } 19.0\% = \text{平年度減収見込額 } 8.3 \text{ 億円程度}$$

(税額控除分)

$$\text{設備投資額 } 1.65 \text{ 億円} \times \text{件数 } 351 \text{ 件程度} \times \text{利益法人割合 } 50\% \text{ 程度} \times \text{税額控除割合 } 4\% \times \text{有効控除割合 } 90\% = \text{平年度減収見込額 } 10.4 \text{ 億円程度}$$

※実際に税額控除できる割合

# 試算方法

## ○減収見込額(雇用促進税制)

### «件数見込み»

・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)

・認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別を200:1300と仮定。(②)

・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると(オフィス減税と同様の仮定)、①②より、

適用見込み件数は、移転型事業について、大企業20件、中小企業180件

拡充型事業について、大企業130件、中小企業1170件

### «増加雇用者数見込み»

・中小企業は概ね5人(※1)、大企業は中小企業の4倍と仮定し20人を仮定(※2)。

(※1)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より推計。

(※2)制度創設時の積算と同様の仮定。

・また、特定業務施設における雇用増加者のうち、無期雇用かつフルタイムの一般被保険者の割合は、職業安定業務統計(厚生労働省職業安定局)により、46.2%と仮定。

・東京からの移転を伴う雇用増加者の割合は、移転型事業の場合、要件上、過半数が東京23区からの移転者であることから50%が対象と仮定。拡充型事業の場合は、東京に本社機能がある企業における移転の可能性を考慮し10%と仮定。

・なお、移転型事業の特例(2)における増加雇用者数については、大企業の場合は、企業全体での増加雇用者数は特定業務施設における新規雇用者数と同数と仮定(特定業務施設における増加雇用者数は新規雇用のみ)し、3年間にわたり増加すると仮定。中小企業の場合は、企業全体での増加雇用者数、特定業務施設における新規雇用者数及び移転による増加雇用者数は各々同数(特定業務施設における増加雇用者数は新規雇用者数と移転による増加雇用者数からなるものとする)とし、3年間にわたり増加すると仮定。

# 雇用促進税制 減収見込額(1/2)

## 【移転型】

### ○大企業

【現行制度】(特例1)  
租税特別措置法第10条  
の5第2項、42条の12第  
2項及び第68条の15の  
2第2項

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{件数}} \\ \boxed{20\text{件程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{人数}} \\ \boxed{20\text{人程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{50\text{万又は20万}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{有効控除割合}} \\ \boxed{90\%} \end{array} = \begin{array}{l} \boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{1.3\text{億円程度}} \end{array}$$

※半数が20万円と仮定

【現行制度】(特例2)  
租税特別措置法第10条  
の5第3項、42条の12第  
3項及び第68条の15の  
2第3項

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{件数}} \\ \boxed{20\text{件程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{人数}} \\ \boxed{120\text{人程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{30\text{万円}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{有効控除割合}} \\ \boxed{90\%} \end{array} = \begin{array}{l} \boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{6.5\text{億円程度}} \end{array}$$

【要望①】

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{件数}} \\ \boxed{20\text{件程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{人数}} \\ \boxed{9.2\text{人程度}} \\ (=20\text{人} \times 46.2\%) \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{20\text{万円}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{有効控除割合}} \\ \boxed{90\%} \end{array} = \begin{array}{l} \boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{0.3\text{億円程度}} \end{array}$$

【要望②】

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{件数}} \\ \boxed{20\text{件程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{人数}} \\ \boxed{4.6\text{人程度}} \\ (=9.2\text{人} \times 50\%) \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{20\text{万円}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{有効控除割合}} \\ \boxed{90\%} \end{array} = \begin{array}{l} \boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{0.2\text{億円程度}} \end{array}$$

**合計: 83.0億円**

合計

平年度減収見込額  
42.4億円程度

### ○中小企業

【現行制度】(特例1)  
租税特別措置法第10条  
の5第2項、42条の12第  
2項及び第68条の15の  
2第2項

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{件数}} \\ \boxed{180\text{件程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{人数}} \\ \boxed{5\text{人程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{50\text{万又は20万}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{有効控除割合}} \\ \boxed{90\%} \end{array} = \begin{array}{l} \boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{3.8\text{億円程度}} \end{array}$$

※1割が20万円と仮定

【現行制度】(特例2)  
租税特別措置法第10条  
の5第3項、42条の12第  
3項及び第68条の15の  
2第3項

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{件数}} \\ \boxed{180\text{件程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{人数}} \\ \boxed{60\text{人程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{30\text{万円}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{有効控除割合}} \\ \boxed{90\%} \end{array} = \begin{array}{l} \boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{29.2\text{億円程度}} \end{array}$$

【要望①】

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{件数}} \\ \boxed{180\text{件程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{人数}} \\ \boxed{2.3\text{人程度}} \\ (=5\text{人} \times 46.2\%) \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{20\text{万円}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{有効控除割合}} \\ \boxed{90\%} \end{array} = \begin{array}{l} \boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{0.7\text{億円程度}} \end{array}$$

【要望②】

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{件数}} \\ \boxed{180\text{件程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{人数}} \\ \boxed{1.2\text{人程度}} \\ (=2.3\text{人} \times 50\%) \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{20\text{万円}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{有効控除割合}} \\ \boxed{90\%} \end{array} = \begin{array}{l} \boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{0.4\text{億円程度}} \end{array}$$

※実際に税額控除できる割合

# 雇用促進税制 減収見込額(2/2)

## 【拡充型】

### ○大企業

【現行制度】(特例1)  
租税特別措置法第10条  
の5第2項、42条の12第  
2項及び第68条の15の  
2第2項

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{件数}} \\ \boxed{130\text{件程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{人数}} \\ \boxed{20\text{人程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{50\text{万又は20万}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{有効控除割合}} \\ \boxed{90\%} \end{array} = \boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{8.2\text{億円程度}} \end{array}$$

※半数が20万円と仮定

【要望①】

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{件数}} \\ \boxed{130\text{件程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{人数}} \\ \boxed{9.2\text{人程度}} \\ (=20\text{人} \times 46.2\%) \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{20\text{万円}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{有効控除割合}} \\ \boxed{90\%} \end{array} = \boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{2.2\text{億円程度}} \end{array}$$

【要望②】

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{件数}} \\ \boxed{130\text{件程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{人数}} \\ \boxed{0.9\text{人程度}} \\ (=9.2\text{人} \times 10\%) \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{20\text{万円}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{有効控除割合}} \\ \boxed{90\%} \end{array} = \boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{0.2\text{億円程度}} \end{array}$$

合計

$$\boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{40.6\text{億円程度}}$$

### ○中小企業

【現行制度】(特例1)  
租税特別措置法第10条  
の5第2項、42条の12第  
2項及び第68条の15の  
2第2項

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{件数}} \\ \boxed{1170\text{件}} \\ \boxed{\text{程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{人数}} \\ \boxed{5\text{人程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{50\text{万又は20万}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{有効控除割合}} \\ \boxed{90\%} \end{array} = \boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{24.7\text{億円程度}} \end{array}$$

※1割が20万円と仮定

【要望①】

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{件数}} \\ \boxed{1170\text{件}} \\ \boxed{\text{程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{人数}} \\ \boxed{2.3\text{人程度}} \\ (=5\text{人} \times 46.2\%) \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{20\text{万円}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{有効控除割合}} \\ \boxed{90\%} \end{array} = \boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{4.8\text{億円程度}} \end{array}$$

【要望②】

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{件数}} \\ \boxed{1170\text{件}} \\ \boxed{\text{程度}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{人数}} \\ \boxed{0.23\text{人程度}} \\ (=2.3\text{人} \times 10\%) \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{20\text{万円}} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{有効控除割合}} \\ \boxed{90\%} \end{array} = \boxed{\text{平年度減収見込額}} \\ \boxed{0.5\text{億円程度}} \end{array}$$

※実際に税額控除できる割合